

平成 27 年度調達等合理化計画の自己評価

(27 年度調達等合理化計画)

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

(1) 競争入札等における一者応札に関する調達

競争入札等において、一者応札となった調達案件が一定程度を占めていることから、平成 27 年度においては、①～④の取組を実施することで、適正な調達を目指す。【当該取組の実施結果】

- ① 入札説明会参加者に対するアンケート及びヒアリングにより、入札に参加しなかった理由を分析し、対策を講ずる。
- ② 特に定例的な調達案件、期限到来型の調達案件、4月を期初とする調達案件等については、予め調達時期が分かる案件でもあり、公告期間の十分な確保や調達時期の前倒し等有効性のある対策を実施する。
- ③ 緊急案件を除き、定期的に調達予定をホームページに掲載する。
- ④ 契約締結から履行開始までの期間や契約期間は、十分な期間を設ける。

(自己評価)

1. 取組内容

(1) 最低価格落札方式の一般競争入札による調達は、調達等合理化計画において、契約監視委員会における事前点検の対象外とし、随時調達が可能となる仕組みを構築した。

また、システム関係の調達は、投資決定会議において投資の可否判断を行うこととしているが、前年度と業務内容に変更のない定例的な4月開始のシステム運用・保守に係る調達については、投資決定会議に事後報告することとし、随時調達が可能となる仕組みを構築した。

これらの仕組みの構築により、調達実施時期を前倒しするとともに公告期間を長くとることが出来、結果として、契約締結から履行開始(納期)までの十分な期間の確保を図った。

(2) 入札情報は、調達を実施する際に入札公告をホームページに掲載するだけでなく、四半期ごとの調達予定案件を事前にホームページで公表することで、入札参加が予想される事業者にも長く調達情報のPRを行うなど周知を行った。

(3) 一般競争入札における一者応札は 18 件、そのうち、入札説明会に複数事業者が参加していた案件は 12 件であり、その全ての案件についてヒアリングを実施し、これらの意見を踏まえ、次の同種調達時に一者応札の改善を図った。入札に参加しなかった主な理由は、以下の通りである。

- ・調達時期が遅く人員を確保出来ない
- ・契約金額が低いことが予想されるにも関わらず総合評価の準備が困難
- ・説明会に参加したものの会社として対応出来ない業務だった
- ・調達の時期が悪く会社として対応出来なかった

2. 取組効果

上記の取組等により、26 年度は一般競争入札 101 件のうち 40 件(39.6%)だったが、27 年度は一般競争入札 86 件のうち 18 件(20.9%)となり一者応札の件数割合は減少した。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約等に関するチェック体制の確立

随意契約及び企画競争・公募により契約を締結することとなる案件(不動産賃借契約及びこれに付随する契約を除く。)については、事前に契約監視委員会に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

また、総合評価落札方式の一般競争入札により契約を締結することとなる案件についても、当面の間、事前に契約監視委員会に報告し、契約方式及び競争性確保の観点から点検を受けることとする。

ただし、いずれの場合も、合理的な理由による緊急調達が必要になった場合等止むを得ないと認められる場合は、機構に設置した調達等合理化検討委員会に事前に報告し、同様の観点から点検を受けるほか、契約監視委員会においても事後的に報告を行うこととする。【契約監視委員会及び調達等合理化検討委員会による点検件数】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

厚生労働省所管の他法人において発生した不適切な行為を踏まえて、厚生労働省が発出した「独立行政法人における調達等の適切な手続きについて」(平成 27 年6月3日付厚生労働省発会 0603 第1号厚生労働大臣官房長通知)に基づき、機構においても注意を要する情報の取扱等に関するマニュアルを作成するとともに、調達担当職員に対する周知徹底を図ることとする。【実施結果】

(マニュアル作成の観点)

- ・ 取扱いに注意を要する情報(守秘情報を含む)の範囲等
- ・ 守秘情報の管理
- ・ 情報収集の方法
- ・ 公告等

(自己評価)

1. 取組内容

- (1) 最低価格落札方式以外の調達予定案件について契約監視委員会における事前点検(62件)を行った。また、緊急調達が必要になった場合等止むを得ない場合は、調達等合理化検討委員会において事前点検(1件)を実施し、契約監視委員会に事後報告を行った。

(契約監視委員会における事前点検件数)

- ・H27. 6. 8 開催 14 件(随契 11、総合 3)
- ・H27. 9.10 開催 6 件(随契 5、総合 1)
- ・H27.12.14 開催 35 件(随契 12、企画 2、公募 17、総合 4)
- ・H28. 3.14 開催 7 件(随契 2、公募 2、総合 3)

(調達等合理化検討委員会における事前点検件数)

- ・H27.9.15 開催 1 件(随契 1)

- (2) 厚生労働省が発出した「独立行政法人における調達等の適切な手続きについて」(平成 27 年6月3日付厚生労働省発会 0603 第1号厚生労働大臣官房長通知)に基づき、28 年 3 月 30 日付で「調達事務を適正に進めるための遵守事項」を作成し周知を図った。